

7月号に引き続き、暴力団排除条項をいかに理解し、また同条項をいかに活用できるかを主眼にシリーズで解説します。2回目は、「暴力団排除条項の定義」について解説しました。また、先月に引き続き暴対法第9条の「27」の行為からシリーズで禁止行為の抜粋したものを掲載しています。最後に、他県の事例紹介をしておりますので、是非参考にしてください。

タイトル・主な内容

タイトル: 暴力団排除条項の意義

～裁判規範以前の場面での機能～

○ 予防ないし抑制的機能

暴力団排除条項(以下「暴排条項」という。)を外部から認識し得るように明記し、暴力団等反社会的勢力の排除を対外的に宣言することで、暴力団等の参入を抑制し、取引への介入を未然に予防できます。

○ コンプライアンス宣言機能

企業等が暴排条項を導入するのは、企業の社会的責任として、暴力団等反社会的勢力との関係を、取引を含めて一切拒絶することを宣言することで大変意義があります。今日では、多くの企業等におけるコンプライアンス宣言の一部として取り入れられており、組織的に暴力団排除に取り組む姿勢を示す重要な機能をはたします。

○ 現場担当者の暴力団排除ツールとしての機能

暴力団等反社会的勢力からの違法・不当行為等に対しては、その性質上、企業等の現場担当者が問題の発生を当該企業等にとり不名誉なことと受け取ったり、相手方に対する恐怖心を抱いたりすることから、適切な処理の妨げとなることがあります。

そこで、暴排条項を店舗内の目立つ場所に掲示したり、パンフレットに記載したり、また契約に際し、事前に暴排条項が規定されている契約書や申込書を相手方に交付するなどの方策をとることにより、現場担当者が暴力団等反社会的勢力と直接対峙するに当たり、毅然とした態度でこれに臨めるようになります。

暴力団対策法第9条で禁止されている「27」の行為から、今回、13号から18号まで抜粋したものです。

- 13号 不当な地上げをする行為
- 14号 土地建物を占拠するなどして不当に明渡し料を要求する行為
- 15号 不動産業者に対して、不当に宅地・建物の売買を要求する行為
- 16号 不動産業者以外の者に対して、不当に宅地・建物の売買を要求する行為
- 17号 建設業者に対して、不当に建設工事を要求する行為
- 18号 集会施設の管理者に対して、不当に施設の利用を要求する行為

<暴追> 他県の相談事例 表題:不良ユーザーによる威力業務妨害事件の相談

令和元年12月初旬、相談者(車両販売店店長)が、弁護士と共に当センターに来所し「10年ほど前の新車購入時から取引のあるユーザーが来店するたびにクレームを付け、更に店内の備品などを壊したりする。お客様とのことでどう対処すれば良いか。」等といった相談がなされた。

「対応結果」 関係警察署へ引き継ぎ・解決

事実関係を聴取する中で、カスタマーハラスメントと認め、事件構築できる事実を抽出し、直ちに関係警察署に同内容を引き継ぐとともに、事件課に向けた録音・録画等の記録媒体の積極的な提出を指導助言した。

